



お知らせ

5月26日以降、通知書に記載されたフリガナが戸籍に記載されます
フリガナが誤っている場合の届出は、5月25日(月)まで!

本籍地の市区町村長から、戸籍に記載予定のフリガナを通知しています。本籍地が日田市の人には、令和7年8月下旬に通知書を発送しました。フリガナが誤っている場合は届出が必要です。再度、通知書の内容をご確認ください。

注意 特に、小さい「ツ・ヤ・ユ・ヨ」等が「ツ・ヤ・ユ・ヨ」等で表示されている場合がありますので、ご注意ください。

▶届出の受付期限 5月25日(月)
※期限後の受付はできません。



5月26日以降に、戸籍に記載された氏名のフリガナを変更するには、家庭裁判所の許可が必要となります。ただし、フリガナの届出をしていなかった人に限り、一度のみ、家庭裁判所の許可を得ずに「変更届出」ができます。詳しくは、お問い合わせください。

詳しくは、法務省ホームページ「戸籍にフリガナが記載されます」をご確認ください▶



☎市民課戸籍係 ☎28252 (市役所1階)

お知らせ

各納期限までに納付をお願いします!
国民健康保険税(仮算定)の納税通知書を発送します ID 1761

令和8年度の国民健康保険税の仮算定(4~6月分)の納税通知書と納付書を4月中旬に発送します。

▶仮算定とは
4~6月(1~3期)までは、前年の所得や令和8年度の税率が確定していないため、前年度の国民健康保険税額を基に「仮算定」として1期当たり前年度の1か月分に相当する額を納付してもらいます。
※一時所得・譲渡所得は課税所得に含みます。
※仮算定で納付した額が本算定後の年税額を上回った場合は、差額分をお返しします。
※小・中学生の国民健康保険税の減免は、被保険者一人当たりの均等割額を2分の1減額して計算しますが、この減免は7月の本算定から適用となります。

- ▶仮算定の対象になる世帯
3月31日以前から国民健康保険に加入している世帯
- ▶仮算定の対象にならない世帯
4月1日以降に国民健康保険に新規加入した世帯

令和8年度の納期・税額

4月	5月	6月	7月	...	3月
1期	2期	3期	4期	...	12期
仮算定			本算定		
月額			令和8年度の国民健康保険税額から仮算定で決定した税額(4~6月分)を差し引いて各期に分割した額		

☎税務課市民税係 ☎28396 (市役所1階)

お知らせ

狂犬病予防集合注射を実施します ID 2609



犬の飼い主は「狂犬病予防法」で、生涯1回の「犬の登録」と年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。

▶対象の犬 生後91日以上の子犬
※登録済みの犬の飼い主には、3月下旬にはがきを送付しています。注射の際に必ず持参してください。
▶費用 3,250円
※未登録の犬は別途、登録料3,000円が必要です。

- ▶日程(時間と場所等の詳細は、市ホームページに掲載)
- 【旧市内】4月14日(火)~16日(木)
- 【前津江地区】4月17日(金)
- 【天瀬地区】4月20日(月)~21日(火)
- 【中津江地区】4月22日(水)
- 【上津江地区】4月27日(月)
- 【大山地区】4月28日(火)

☎環境課企画推進係 ☎28357 (市役所2階)

健康・福祉

令和8年4月1日施行
不妊治療を行う夫婦の経済的負担を減らすため、治療費を助成します

- ▶内容 医療保険適用外の不妊治療費
※令和8年4月1日以降の治療分で、「大分県不妊治療費助成事業」の対象となる治療費を除きます。
- ▶対象 下記の①~⑤を全て満たす夫婦
①不妊治療が必要と診断された
②法律上の婚姻をしている夫婦、事実婚関係の夫婦
③夫婦ともに日田市に住所を有し、1年以上経過している
④市税の滞納がない
⑤治療開始時に妻の年齢が43歳未満である

- ▶助成額 対象治療費の7割
(年度内で上限10万円/通算5年度)
- ▶申込方法 治療終了日の翌日から1年以内に、必要書類を下記に提出



☎こども事業課母子保健係 ☎28292 (市役所1階)

お知らせ

4月10日(金)から、令和8年度の受付を開始します
生ごみ処理機等の購入費を補助します ID 2623

家庭から排出された生ごみを堆肥化し、ごみ減量による処理経費の削減、リサイクルによる資源循環を促すため、生ごみ処理機等の購入費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。ご不明点等は、お気軽にお問い合わせください。

- ▶対象 次の全てを満たすこと(事業所は対象外)
・市内に住所があり居住している個人、自治会
・生ごみ処理機等を活用し、家庭から発生する生ごみの減量化、堆肥化に継続的に取り組む意思があること
・令和7年度に「日田市生ごみ処理機等購入費補助金」の交付を受けていないこと
- ▶補助金額
補助対象経費の額(ポイント等を使用した場合は減額後の額)に、3分の2を掛けて出た額(100円未満は切り捨て)
・電力使用型 上限4万円
・非電力使用型 上限1万5千円
- ▶申請受付 4月10日(金)から予算に達し次第終了
※申請方法等の詳細は市ホームページに掲載しています。

注意 同年度中に「生ごみ処理機購入補助」と「生ごみ処理容器」の2つの支給は受けられません。

本体金額が5万円の電力使用型を、千円分のポイントを使用して購入した場合の例
50,000 - 1,000 = 49,000
49,000 × 2/3 = 32,666
補助金額 32,600円

☎環境課生活環境係 ☎28208 (市役所2階)

お知らせ

利用期限は6月30日(火)まで!
「ひたエール券」「ひたpay」を発行しています ID 6161

- 【給付型商品券「ひたエール券」】 2月下旬~3月19日(木)に順次、全世帯へ郵送しました。まだ受取りがお済みでない人は、次の書類をお持ちの上、市役所にお越しください。
・世帯主や同居の家族の場合 受取りに来る人の顔写真付き本人確認書類
・同居の家族以外の場合 委任状、受取りに来る人の顔写真付き本人確認書類
・交付対象者が死亡している場合 同意書兼誓約書、受取りに来る人の顔写真付き本人確認書類
※委任状の様式など、詳細は市ホームページをご確認ください。
- 【プレミアム付き電子商品券「ひたpay」】 予算に達するまで先着順で販売中です。



☎商品券に関する専用ダイヤル(商工労政課産業振興係内) ☎28441 (市役所3階)